

No. 2 0

令和4年（3月）

第1回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 1 5 号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶 務 課	1
第 1 6 号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	2
第 1 7 号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	3
第 1 8 号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	4
第 1 9 号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表	教 育 総 務 課	6
第 2 0 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	7
第 2 1 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	警 防 課	8
第 2 2 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 険 年 金 課	9
第 2 4 号	埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表	安 心 安 全 課	2 2
第 2 5 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	2 3
第 2 6 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	2 6

議案第 15 号の参考資料

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の制度等との調整）</p> <p>第 17 条 （略）</p> <p>2 この条例は、前項に規定するもののほか、<u>実施機関が公表し、若しくは提供している行政情報（その写しを含む。）</u>又は図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。</p>	<p>（他の制度等との調整）</p> <p>第 17 条 （略）</p> <p>2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。</p>

議案第16号の参考資料

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第37号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別休暇）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) （略）</p> <p><u>(14) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p><u>(15)～(23)</u> （略）</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) （略）</p> <p><u>(14)～(22)</u> （略）</p>

議案第 17 号の参考資料

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 38 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7)・(4)</u> （略） イ・ウ （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員） 第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(4)・(7)</u> （略） イ・ウ （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員） 第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア <u>引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>

議案第 18 号の参考資料

熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 51 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>その者の同日以前における直近の人事評価の結果及び同日前 1 年間における勤務の状況</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する<u>人事評価の結果が良好な職員</u>の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～12 （略）</p> <p>（住居手当）</p> <p>第 8 条の 3 住居手当は、<u>自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（市から宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</u>に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定</p>	<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前 1 年間におけるその者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する<u>期間の全部を良好な成績で勤務した職員</u>の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～12 （略）</p> <p>（住居手当）</p> <p>第 8 条の 3 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u>に支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市から宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で主に生計を維持しているもの</u></p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定</p>

改 正 案	現 行
<p>める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) <u>月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額</u></p> <p>(2) <u>月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）に1万1,000円を加算した額</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</u></p> <p>ア <u>月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額</u></p> <p>イ <u>月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 4,500円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は7,000円）</u></p> <p>3 (略)</p>

議案第 19 号の参考資料

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市入学準備金貸付条例（平成 17 年条例第 99 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保証人）</p> <p>第 4 条 保証人は、1 人とし、次に掲げる全ての要件を備えた者とする。ただし、当該保証人が死亡し、又は保証の能力を失ったときは、新たに保証人を立てなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 独立の生計を営み、<u>満 18 歳</u>以上であること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p>	<p>（保証人）</p> <p>第 4 条 保証人は、1 人とし、次に掲げる全ての要件を備えた者とする。ただし、当該保証人が死亡し、又は保証の能力を失ったときは、新たに保証人を立てなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 独立の生計を営み、<u>満 20 歳</u>以上であること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p>

議案第20号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第224号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（住居手当）</p> <p>第5条の3 住居手当は、<u>自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員に支給する。</u></p>	<p>（住居手当）</p> <p>第5条の3 住居手当は、<u>次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員</u></p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（これに準ずるものとして、市長の定めるものを含む。）に居住している職員で主に生計を維持しているもの</u></p>

議案第 21 号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 226 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第 3 条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第 3 条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

議案第 22 号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 176 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第 3 条 （略）</p>	<p>第 3 条 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第 5 条 （略）</p>	<p>第 5 条 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.1 を乗じて算定する。</p>	<p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.1 を乗じて算定する。</u></p>
<p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p>	<p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p>
<p>第 13 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 22 条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p>	<p>第 13 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 22 条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p>
<p>2～8 （略）</p>	<p>2～8 （略）</p>
<p>（国民健康保険税の減額）</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p>
<p>第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には 63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には 19 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には 17 万円）の合算額とする。</p>	<p>第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には 63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には 19 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には 17 万円）の合算額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u>被保険者（第1条第2項に規定す</p>	<p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除</p>

改正案	現行
<p>る世帯主を除く。) 1人について 18,200円 イ・ウ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,000円 イ・ウ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,200円 イ・ウ (略)</p>	<p>く。) 1人について 18,200円 イ・ウ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,000円 イ・ウ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,200円 イ・ウ (略)</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 3,900円</u></p> <p><u>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 6,500円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 10,400円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 1,800円</u></p> <p><u>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 3,000円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 4,800円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円</u></p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第22条の2 国民健康保険税の納税義務</p>	<p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第22条の2 国民健康保険税の納税義務</p>

改正案	現行
<p>務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1項第1号中「総所得金額及び」</u>とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）<u>及び</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とある</p>	<p>務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>前条第1号中「総所得金額」</u>とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）<u>」</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第22条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第</u></p>

改正案	現行
<p>のは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p><u>703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条及び<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第22条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条及び<u>第22条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第22条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>
<p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び<u>第22条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第</p>

改正案	現行
<p>年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第22条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第22</u></p>	<p>26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第22条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び<u>第22条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第22条</u>中「及</p>

改正案	現 行
<p>条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は</p>	<p>び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所</p>

改正案	現行
<p>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第22条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第22条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時</p>	<p>得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第22条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び<u>第22条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第22条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時</p>

改正案	現行
<p>所得及び雑所得を有する場合における第3条及び<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第22条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第22条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び<u>第22条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項</p>	<p>所得及び雑所得を有する場合における第3条及び<u>第22条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第22条</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第22条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び<u>第22条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法</p>

改正案	現行
<p>(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第</p>	<p>第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項</p>

改正案	現行
<p>2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第 2 2 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条及び<u>第 2 2 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第 2 2 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産</p>	<p>中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第 2 2 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条及び<u>第 2 2 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第 2 2 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産</p>

改 正 案	現 行
<p>の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第8項及び第9項の規定の適用を受ける場合における附則第8項(附則第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第8項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p> <p>19 (略)</p>	<p>の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第8項(附則第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第8項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p> <p>19 (略)</p>

議案第 24 号の参考資料

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																
<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">組合市町村</td> </tr> <tr> <td>(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> (略)</td> </tr> </table> <p>別表第 2 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">共同処理する 事務</td> <td style="text-align: center;">組合市町村</td> </tr> <tr> <td>第 4 条第 1 号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table>	組合市町村	(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> (略)	共同処理する 事務	組合市町村	第 4 条第 1 号 に掲げる事務	(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> (略)	~~~~~		<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">組合市町村</td> </tr> <tr> <td>(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> (略)</td> </tr> </table> <p>別表第 2 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">共同処理する 事務</td> <td style="text-align: center;">組合市町村</td> </tr> <tr> <td>第 4 条第 1 号 に掲げる事務</td> <td>(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table>	組合市町村	(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> (略)	共同処理する 事務	組合市町村	第 4 条第 1 号 に掲げる事務	(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> (略)	~~~~~	
組合市町村																	
(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> (略)																	
共同処理する 事務	組合市町村																
第 4 条第 1 号 に掲げる事務	(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> (略)																
~~~~~																	
組合市町村																	
(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> (略)																	
共同処理する 事務	組合市町村																
第 4 条第 1 号 に掲げる事務	(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> (略)																
~~~~~																	


認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 80569 号線	未認定の道路を市道として管理したいため
2	市道 江南7378 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道 江南7379 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため





整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 江南7378 号線	6.0	123.5
起 点	押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 地先		
終 点	押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 6 地先		
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 江南7379 号線	6.0	32.2
起 点	押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 地先		
終 点	押切字鍋山 2 6 5 2 番 1 2 地先		

縮尺 1:2, 500

凡 例

起 点 ●

終 点 →

廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 10293 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 妻沼2058 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため





